東京都石油コンビナート等防災本部幹事会運営要綱

30 総防計第 317 号 平成 30 年 11 月 28 日

(目的)

第1条 この要綱は、東京都石油コンビナート等防災本部運営要綱(平成30年11月12日決定) 第8条第2項の規定に基づき、東京都石油コンビナート等防災本部幹事会(以下「幹事会」とい う。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、東京都石油コンビナート等防災本部条例(平成30年 東京都条例第92号)で使用する用語の例による。

(幹事長)

- 第3条 幹事会に幹事長を置き、東京都総務局総合防災部長の職にある者をもって充てる。
- 2 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

(招集)

- 第4条 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
- 2 幹事会を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、あらかじめ幹事に通知しなければならない。

(代理出席)

第5条 幹事が事故のため出席できないときは、あらかじめ当該幹事が指名する者を出席させることができる。

(議事)

- 第6条 幹事会は、幹事長が主宰する。
- 2 幹事会の議事は、出席幹事の過半数で決し、可否同数のときは幹事長の決するところによる。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に出席を求めることができる。

(議事録の作成)

第7条 幹事会を開き、又は審議を行ったときは、議事録を作成しなければならない。

(事務局)

第8条 幹事会の事務局は、東京都総務局総合防災部とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月28日から施行する。